

危機発生時の支援協力に関する協定

関西広域連合（以下「甲」という。）と<一般社団法人関西ゴルフ連盟、徳島県ゴルフ協会>（以下「乙」という。）とは、関西広域連合の区域において、関西防災・減災プランが対象とする災害及び近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定第 1 条に掲げる事態（以下「危機」という。）が発生した場合に、乙に加盟するゴルフ場施設（以下「施設」という。）において支援協力を行うことについて、必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、危機が発生した場合に、施設を緊急避難地等として利用し、府県民の安全の確保を図ることを目的とする。

（対象となる場合）

第 2 条 甲の構成団体は、次に掲げる場合において、乙又は施設に対し、支援協力を要請することができるものとする。

- （ 1 ） 関西広域連合の区域において避難を要する危機が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （ 2 ） 関西広域連合の隣接県等における危機への対応のため、当該県等から応援要請があったとき。
- （ 3 ） その他特に必要と認めるとき。

（支援協力の要請）

第 3 条 前条の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

- 2 乙は、甲の構成団体から支援協力の要請があったときは、支援協力が円滑に行われるよう施設に対して必要な連絡・調整を行うものとする。
- 3 甲は、複数の構成団体において同時に危機が発生し、支援要請の集中が予想される場合は、構成団体間の支援要請の調整を行うものとする。
- 4 甲の構成団体は前条の規定により、施設に直接要請をしたときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

（支援協力の内容）

第 4 条 甲の構成団体が乙又は施設に要請する支援協力の内容は、次に掲げるものとし、甲の構成団体は、支援協力を受諾した施設と支援協力の方法等について協議を行い、支援協力を受けるものとする。

- （ 1 ） 被災者のクラブハウスへの収容
- （ 2 ） 飲料水、食事場所の提供
- （ 3 ） 浴場の提供
- （ 4 ） 臨時ヘリポートの設置
- （ 5 ） 緊急車両の駐車
- （ 6 ） 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(施設を利用する府県民の輸送)

第5条 この協定に基づき施設を利用する府県民を輸送する必要がある場合は、甲の構成団体が輸送を行う。ただし、甲の構成団体において輸送が著しく困難な場合は、乙は輸送に協力するものとする。

(費用経費の負担)

第6条 施設が実施した支援協力を要した経費は、要請団体が負担する。

2 前項の費用は、当該施設において支援協力を行うために要する通常の実費とし、要請団体と乙又は施設が協議して定める。

(施設名簿)

第7条 乙は、施設のうち支援協力を実施できるものの名簿を毎年1回甲に提出するものとする。

2 甲は、甲の構成団体に当該名簿の写しを送付するものとする。

(取扱い窓口)

第8条 この協定の取扱い窓口は、甲にあっては関西広域連合広域防災局、乙にあっては<一般社団法人関西ゴルフ連盟、徳島県ゴルフ協会>内事務局とする。

2 甲又は乙は、前項の取扱い窓口の変更があった場合には、その旨を相手方に届け出るものとする。

(協定の有効期間及び更新)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれかから特段の申し出がないときは、この協定は期間満了の翌日から更に、1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(疑義の処理)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の締結の証として協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 8月 29日

甲 関西広域連合
広域連合長 井戸 敏三

乙 (一般社団法人 関西ゴルフ連盟
理事長 森下 洋一
徳島県ゴルフ協会
理事長 鈴木 美二)